



# おばながわ 尾花川の漁業文書

大津市<sup>おばながわ</sup>尾花川には、『尾花川親友会共有文書』約550点が伝えられています。近世文書を主体とした文書群で、うち約210点が漁業文書です。尾花川町は、江戸時代、幕府の直轄領大津町の西端に位置する<sup>ほっこくかいどう</sup>北国海道沿いの町でしたが、湖辺の町であったため、舟運や漁業を営み、船大工の町としても知られていました。ここでは、この『尾花川親友会共有文書』により、江戸時代の尾花川町の漁業について紹介することにしましょう。

尾花川漁師の主たる漁法は<sup>おおあみ</sup>大網漁でした。大網とは<sup>じびきあみ</sup>地曳網のことで、長さは500間から800間（900～1500m）あり、これで鮒などを捕っていました。「尾花川漁師由緒書」によれば、大網漁をはじめたのは元龜・天正のころ（1570～92）といい、「湖中大網の最初」であることの伝承をもっていました。そして、<sup>きょうごくたかつぐ</sup>京極高次の大津在域時（1595～1600）には、すでにその漁獲の一部を献上していたようで、京極高次の鯉の受取状も残されています。

慶長6年（1601）、尾花川漁師は、大網の漁場の免許を大津城主から与えられることになりました（「尾花川大網役定書」<sup>きだめがき</sup>）。

大津茨川おうあみやく（大網役）の事。からさき（唐崎）松をかぎり、東はつねのミヤ（常の宮）をかぎりなる。ふな合せて三百大小共ニ。

安部井三右衛門

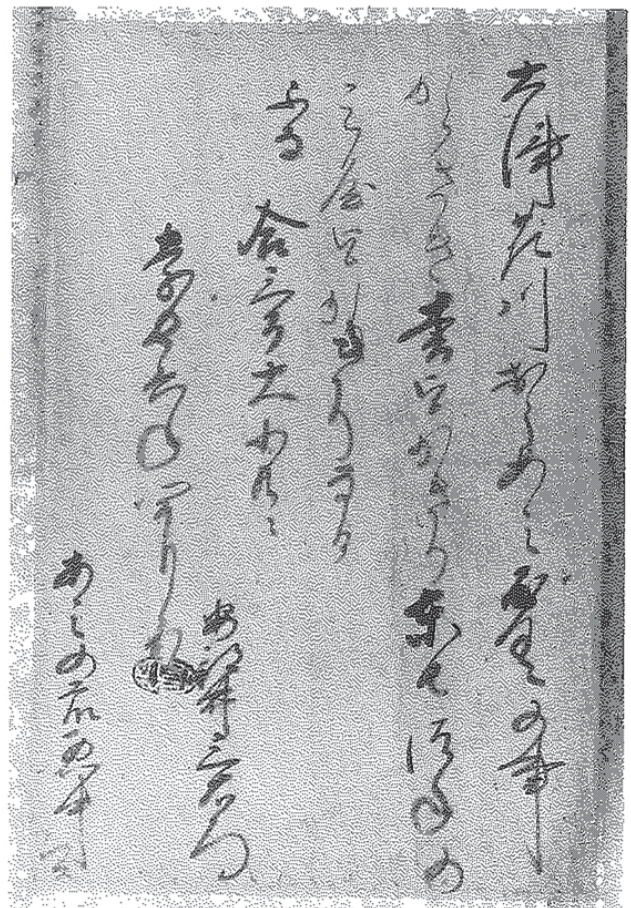
慶長六年四月五日（印）

あみの衆惣中参る

この定書によれば、<sup>いばらがわ</sup>茨川（尾花川の古称）の漁師は、北は<sup>からさき</sup>唐崎の松から南は大津町と松本村の境の<sup>つねよ</sup>常世川東岸にあった常の宮（恒世社、現在は平野神社に合祀）までの沿岸での

大網漁を、大網役として鮒300枚を大津城主に上納することによって保証されることになったことがわかります。文書の発給者の安部井三右衛門は、おそらく当時の大津城主戸田<sup>かづあき</sup>一西の家臣と思われます。

ところで、「茨川町網之由緒」によれば、この大網役の免許は、徳川家康が上洛のとき、大津の湖岸の荷揚場の一つである<sup>ふうりやがせき</sup>風呂屋関で御用船をつとめた功によるものと伝承されています。慶長6、7年といえ、徳川家康が近江国内で検地をすすめていたときであり、この漁場の定書も、この慶長検地に関連した



尾花川大網役定書

措置ではなかったかと思われます。

ちなみに、江戸幕府は、延宝7年(1679)にも、近江国内の直轄領の再検地を実施しましたが、このとき尾花川でも志賀浦網引場の小物成(雑税)の改めがおこなわれました。そして、当時の網元とみられる大津茨川町源助に、浦役米として1石5斗が賦課されています(『尾花川漁師由緒書』)。これは、慶長6年(1601)以降、唐崎の松から常の宮までの志賀浦網引場を支配してきた代償として課されたものでした。

なお、浦役(大網役)が鮎300枚の現物納から米1石5斗の代米納(のち代銀納)に切り替えられたのは、慶長6年に大網漁場が保証されて以後まもなくのことで、『尾花川親友会共有文書』には、慶長10年(1605)から明治6年(1873)までほぼ毎年分の浦役米請取状が残っています。

このように江戸時代初頭から浦役の上納によって大網漁場を保証されてきた尾花川漁師でしたが、その漁業権をめぐる他村との争

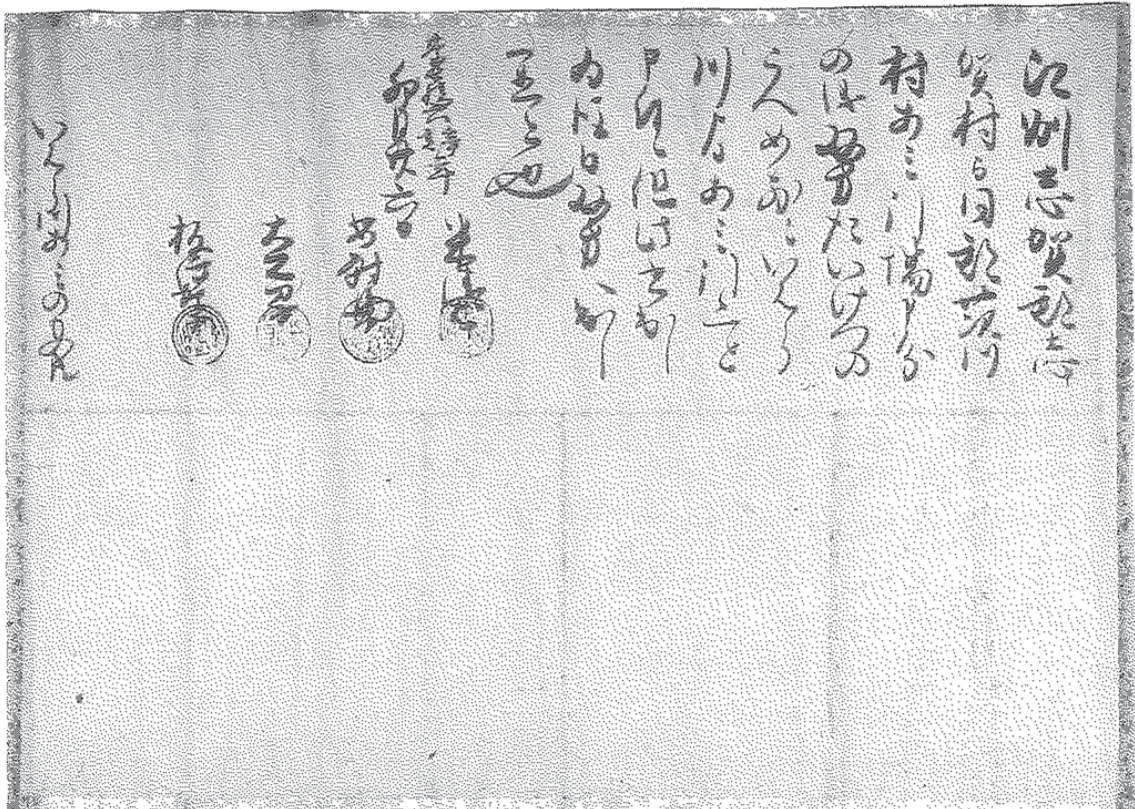
論に及ぶことも少なくありませんでした。

主な争論の相手は、園城寺(三井寺)領の村々でした。というのは、尾花川漁師が大網を引いていた島の関・茶が崎・柳が崎・際川などの網引場のうち、北方の柳が崎・際川などが園城寺領地先の浜にあたっていたからです。尾花川町は、幕府領の大津町に属していましたから、頒分の違いをめぐる対立もあったと思われます。

最初の争論は、早くも慶長16年(1611)、園城寺領志賀村との間で起こりました。この詳細は不明ですが、訴訟は、当時畿内近国の民政を統轄していた京都所司代にまでもち込まれ、裁判の結果、次のような判決が下されました(『板倉勝重等連署裁許状』)。

江州志賀郡志賀村と同郡茨川(尾花川)村あミ引場申分の儀、双方たいけつ(対決)のうへ(上)、前々の如くいばら川よりあミ(網)引候へと申付候。但、此書出し、後日の為、双方へ出し置者也。

慶長拾六 辛亥年



板倉重勝等連署裁許状

卯月（4月）廿六日

米 清右（米津親勝）（印）  
安 对馬（安藤重信）（印）  
大 石見（大久保長安）（印）  
板 伊賀（板倉勝重）（印）

いばら川あみのもの共

ときの京都所司代板倉伊賀守勝重らは、評議の結果、尾花川漁師の大網の漁場権を認定したのでした。この裁許状により、尾花川漁師はながく大網漁場を保証されることになりました。

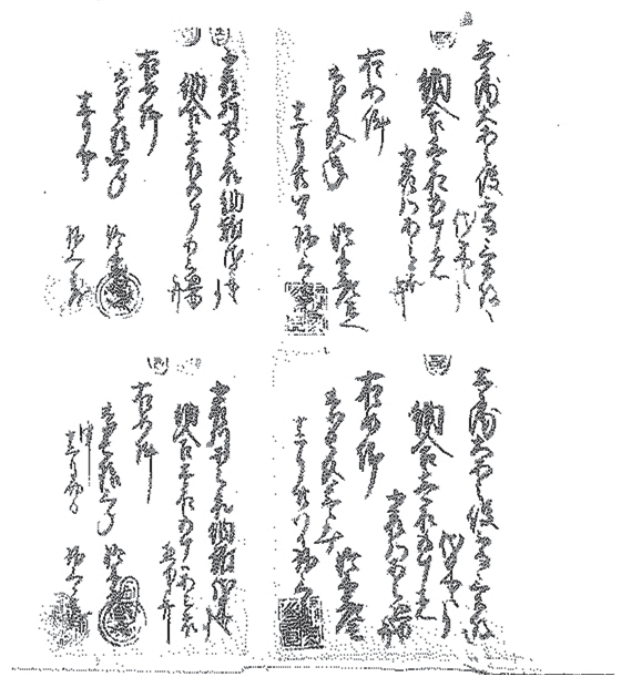
しかし、江戸時代中期になると、尾花川漁師の漁業権にもかげりが見えはじめてきました。延享5年（1748）6月のことです。園城寺領内の行政を担当する三井寺政所<sup>まんどころ</sup>から、尾花川町に対して、園城寺領内は殺生禁断<sup>せつしょうきんだん</sup>の地であるから、以後、領内地先での大網漁は禁じると通告してきたのです。

これは、尾花川漁師にとって大網の網引場を半減させられるに等しいことでした。尾花川町はすぐさま、京都町奉行所に出訴しました。そして、慶長6年の定書、慶長16年の裁許状、延宝7年の検地帳などの証拠をあげて漁場の保証を嘆願しました。

しかし、京都町奉行所は、園城寺の殺生禁断令を支持し、慶長16年の裁許状にも係争地の網引場が園城寺領内であるか否かが不明確であるとして、尾花川町に訴訟を取り下げるよう説得しました。それは、尾花川町は漁業を営むとともに、園城寺領内に田畑を持ち出作農業<sup>しゅく</sup>を営む立場でもあったからです。

尾花川町では、やむをえず訴訟を取り下げることにしました。そして、寛延元年(1748)改めて次のように京上町奉行所へ訴え出たのでした。

それは、訴訟を取り下げる代償として、堅田漁師がこれまで独占的に採取してきた大津浦の藻草<sup>もぐさ</sup>を、今後は尾花川町が採るように改めてほしいこと、また、柳川から不動川までの入江で、2月から5月まで鮎漁<sup>あゆり</sup>をしたいこ

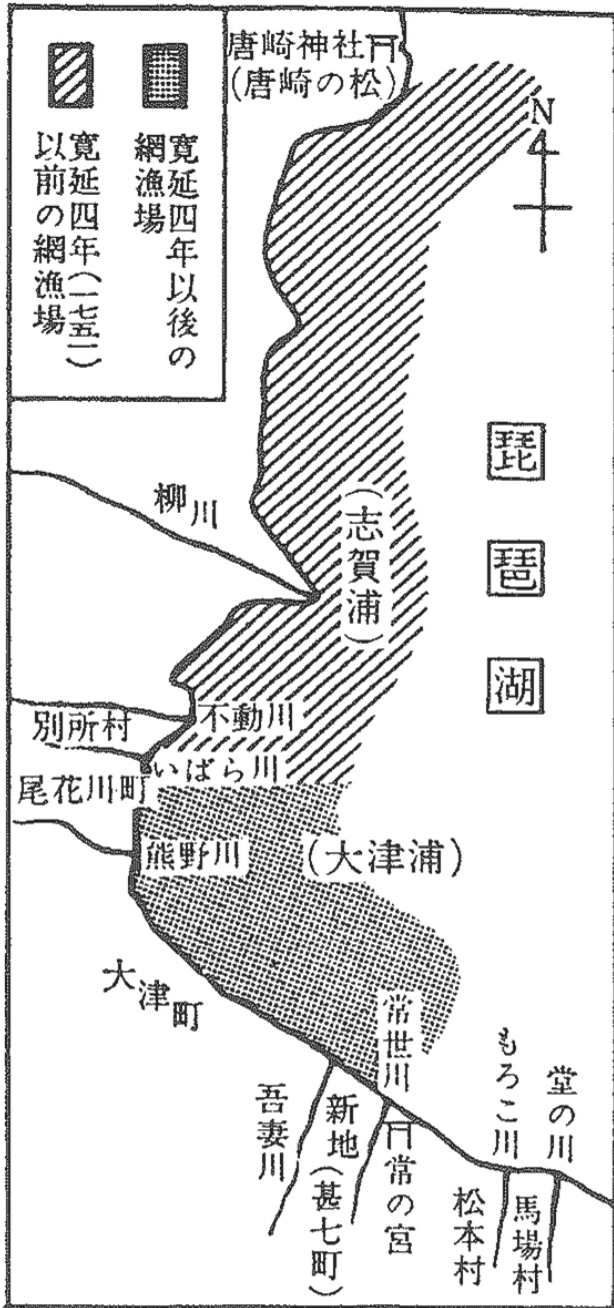


尾花川大網役米請取状

との2点でした。新規の漁などをはじめることにより、大網の漁場の減少を補いたいという趣旨であったわけです。ここに、園城寺領の殺生禁断をめぐる争論は、湖上一円に独占的な漁業権をもつ堅田漁師との争論に変わっていきました。

ところで、この大津浦の藻草の一件は、元禄14年（1701）にさかのぼる因縁の争論でした。当時、藻草は田畑の肥料として利用されており、大津浦は藻草がよく茂ることで知られていました。そして、その採取権は、湖上一円に漁業権をもつ堅田漁師がもっていたのです。

同年9月、大津北保町の網浦主の市右衛門（尾花川漁師の網元とみられます）は、その堅田漁師の大津浦での藻草採取の禁止を京都町奉行所に訴え出たのです。藻草は魚のかっこうのすみかであり、その乱獲は免許をうけている尾花川漁師の大津浦での網漁の支障となるというものでした。しかし、訴えは逆に堅田漁師の湖上一円の独占的漁業権を犯すものだとの反論があり、結局、堅田漁師の大津



尾花川漁師の大網漁場

浦での藻草採取を追認する裁決が下され、大津浦での藻草の採取権は堅田漁師が独占していたのです。

いっぽう、鮎漁についても、その湖中に杭を打つという漁法から、とくに流し釣り漁に支障があるとして、堅田漁師の反対するところでした。

寛延4年(1751)4月、京都町奉行所は尾花川漁師に対して、次のような裁決を申し渡しました。それは、大津浦の藻草採取については、長い慣習と元禄14年(1701)の判例もあるので、堅田漁師が旧来どおり採取することとし、尾花川漁師の新規の採取は認められない。また、鮎漁についても、堅田漁師の漁の支障となるので新規の設置は認められないというものでした。尾花川漁師の全面的な敗訴でした。当時の幕府の訴訟裁決の際の方針は、先例・慣例・既得権を重視するというものであり、新規の生業はなかなか認められなかったのです。この結果、以後、尾花川漁師はその大網漁場を半減させられることになりました。

なお、大津浦の藻草採取については、いくら先例とはいえ、遠方の堅田漁師がその採取権を独占し、浦先の尾花川漁師がこれを探ることができないのは、いかにも矛盾したことでした。寛延4年の裁許以後も、双方の争論は、文化13年(1816)、天保11年(1840)、明治2年(1869)と、たびたび起こっています。

もっとも、文化の争論の前後からは、「近眼取り」と称して、尾花川浦の水際から1町(約109m)ほど沖までの間で、尾花川漁師が目立たないように藻草を「忍取り」することは、堅田漁師からも黙認されていたようです。

(中森 洋氏 提供)

頒布報告書のご案内

• 北落古墳群(県営かんがい排水Ⅷ-1)	880円	• 堀隈西・堀部遺跡	(ほ場整備ⅩⅨ-2)	1,600円
• 慈恩寺遺跡・金剛寺遺跡(県営かんがい排水Ⅷ-2)	1,300円	• 尼子遺跡	( " ⅩⅨ-3)	1,500円
• 千僧供養寺遺跡発掘調査報告書	9,800円	• 森西城遺跡・十禅寺遺跡	( " ⅩⅨ-4)	4,100円
• 唐橋遺跡	9,300円	• 草津市五条・南山田遺跡		
• 松原内湖遺跡発掘調査報告書Ⅱ	9,300円	日野町太田氏館	( " ⅩⅨ-5)	1,500円
• 鴨田遺跡発掘調査報告書Ⅱ	1,000円	• 大手前・御所内遺跡	( " ⅩⅨ-7)	2,000円
• 高橋南遺跡Ⅱ、宮ノ前遺跡(ほ場整備ⅩⅨ-1)	1,700円	• 金剛寺・後川遺跡	( " ⅩⅨ-8)	1,600円